

## 派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第3版）正誤および改正による改訂

頁行	正	誤
77頁 参考 7行	<u>平成 年 月 日付の労働者派遣契約による派遣業務につきましては、労働者派遣法第35条の2第2項に基づき、下記の派遣受入期間抵触日以降継続して、当該派遣を行なわない旨を通知します。</u>	<u>貴社（貴殿）との間で締結された下記労働者派遣契約に基づき、現在労働者派遣が行われておりますが、労働者派遣法第35条の2第2項に基づき、派遣受入期間抵触日以降、当該派遣を行なわない旨を通知します。</u>
107頁 参考 5行	<u>契約期間</u>	<u>主訳期間</u>
125頁4行	派遣先の労働者が、産前産後休業、育児休業、及び産前休業に先行、又は産後休業もしくは育児休業に後続する休業で、母性保護又は子の養育をするために休業する場合の <u>当該労働者の業務*</u> 派遣先の労働者が介護休業及び介護休業に後続する休業、対象家族を介護するために休業する場合の <u>当該労働者の業務*</u>	派遣先の労働者が、産前産後休業、育児休業、及び産前休業に先行、又は産後休業もしくは育児休業に後続する休業で、母性保護又は子の養育をするために休業する場合の <u>当該労働者の業務</u> 派遣先の労働者が介護休業及び介護休業に後続する休業、対象家族を介護するために休業する場合の <u>当該労働者の業務</u>
130頁17行	<u>常用型の派遣労働者であって、派遣元事業主から当該派遣労働者の雇用契約期間について、期間の定めのないものである旨の通知を受けているときには、派遣先による労働契約の申込み義務の対象とはなりません。</u>	<u>常用型の派遣労働者の場合であっても、登録型の派遣労働者と同様に、派遣先による労働契約の申込み義務の対象となります。</u>